

令和3年 第6回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年6月18日(金) 13時55分～15時40分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 学校教育課長 丹 野 恒 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 中央公民館長 伊 藤 典 明 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 教育総務課長代理 堀 野 純 司 学校教育課長代理 花 元 英 夫 生涯学習推進室長代理 岡 田 一</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和3年第6回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和3年第5回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第5回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定(案)について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定(案)について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、国において押印の見直しが進められており、また本市でも人と人との接触を減少させるためのオンライン手続の推進など、市民の利便性向上を図る観点から全庁的な押印の見直しを実施することに伴い、教育委員会規則の規定の整理を行うため、本規則を制定する。今回の規則制定により、教育委員会の7本の規則の33か所を改正するが、いずれも申請書などの様式の改正であり、様式中の「印」や「㊟」を削るものである。

施行期日は、市長部局に合わせて令和3年7月1日とし、経過措置として、在庫がある様式を当面の間使用できる旨を規定する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

新型コロナウイルス対策で世の中の仕組みが根底から変わってしまうという事例は多々あるが、これもその一つであろう。今回は、規則に定められた各種申請書等から押印をなくすというものだが、学校現場でも保護者に多種多様な書類への押印を求めている。各家庭や保護者の勤務先で押印廃止が進んでいるのに、

学校園でいつまでも求めているは、「まだ必要なのか」と指摘されかねない。できるだけ早く整理するよう、指導されたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「令和3年度学校協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第2号「令和3年度学校協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

現行の委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

学校協議会は、「阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき設置するものだが、その規則自体、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて規定したものであり、学校にとって非常に大事な会議である。資料に委員候補として挙げられているのは学校運営に関して高い識見を持ち、支えてくださっている方々で、様々なご意見いただけるものとする。添付の実施要領にもあるとおり、協議会の運営や意見聴取内容については校長から教育長に対して毎年報告があるのだが、テーマ選び一つとってもそれぞれ異なり、読めば各校長の学校運営の特色がうかがえるものである。教育委員会はそれを確認・理解しておく必要があるため、しっかり集約しておいてほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正(案)について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第3号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会施行規則の一部改正(案)について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定による阪南市教育委員会の附属機関として設置している「いじめ問題対策連絡協議会」の施行規則を、選出団体の担当者の役職名に変更があったため、改正するものである。施行日は令和3年7月1日を予定している。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長代理)

選出団体内で人事異動があったため、一部の委員を新たに委嘱するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市社会教育委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市社会教育委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

現行の委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

資料中、公募による市民として名前が挙がっている方は、「所属等」が空欄となっている。委員委嘱を議決するにあたって、こういった来歴の方なのか、個人情報との兼ね合いもあろうが、我々教育委員に判断材料となるものを示していただきたい。

(生涯学習推進室長)

団体から選出された委員とは異なり、公募による市民であるため、「所属等」欄を空欄としている。他市で長年小学校の教員として勤められた後、博士課程を終了し、保育・幼児教育を専門として、いくつかの大学で教鞭をとっておられる方である。

(教育長職務代理人)

どのような方かよく分かった。

(教育長)

教育長職務代理人からもご指摘いただいたように、我々教育委員が確信を持って委嘱の議決ができるよう、構成員や期間、各委員候補の役職、任期途中の交代の場合は新委員であることを明示するなどのほか、公募委員の場合は選考に至るまでの経緯などを示してほしい。また、委員になれば半ば公人である。略歴は公開対象としても差し支えないのではないか。丁寧な資料作りを心掛けてほしい。

今回の委員公募には、何名の応募があったのか。

(生涯学習推進室長)

2名の応募があり、この方を選出した。

(教育長)

新たに委員となられるのは、この公募市民の方だけか。

(生涯学習推進室長)

この方のみ初めて委嘱する。それ以外の方は、前任期から引き続きということになる。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第6号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第6号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

現行の委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものである。なお、市民公募委員への応募は1人で、他市の文化ホールにプロパーとしてお勤めの、ホール運営に関して造詣が深い方である。この方を含め、全員が前任期から引き続き委嘱する方である。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第6号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第7号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱について」(図書館)

(教育長)

議決事項第7号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

現行の委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものである。なお、市民公募委員への応募は1人であった。現在は放課後等デイサービスの事業所にお勤めだが、本市や他市での学校図書館司書としての経験が豊富な方で、前任期から引き続きの委嘱となる。また、今回からボランティアの方々のご意見もお聴きしたいと考え、図書館フレンズを代表してお一人入っていただく。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第7号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第8号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」(図書館)

(教育長)

議決事項第8号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」図書館の説明を求める。

(図書館長)

選出団体内で人事異動があったため、一部の委員を新たに委嘱するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第8号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年5月6日から5月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した1件について、報告する。

活育実行部が主催する「ちびっこチャンバラ大合戦」は、安全なエア遊具の刀を使ってチャンバラ合戦を行い、参加者同士が共に戦略を練り、目的に向かって団結するという体験型イベントで、小学生を対象として、令和3年7月4日、岬町のいきいきパークみさきの多目的広場で開催される。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

改正理由は、認定こども園の整備に係る工事が高額であるため、補助金申請者である法人が前払いや中間払いすることを考慮し、申請者の請求に基づき、交付決定額に2分の1を乗じた額を上限として部分払いを認めるため、施行期日は令和3年5月24日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

従来の要綱では部分払いの規定がなかったのか。

(教育総務課長)

ご指摘どおり、要綱制定時点ではその規定がなかった。
(教育長)
他に、質問等はないか。
(全委員)
質問等なし。

◆報告事項第3号「学校施設環境改善交付金事業の事後評価について」(教育総務課)

(教育長)
報告事項第3号「阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱の一部改正について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長代理)
これまで文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、学校の耐震化やトイレ改修、空調施設の整備などを実施してきたが、交付金を活用して事業を実施した場合は文部科学省の指針により、内部で事後評価を行い、報告することとなっている。今回は令和元年度から2年度にかけて実施したブロック塀安全対策事業と、はあとり幼稚園耐震改修等整備事業が完了したため、文部科学省に報告するものである。

委員の皆様からのご意見があれば、報告書に反映させたいと考えている。
資料に基づき、説明する。

(教育長)
ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)
登校中の小学生が倒れたブロック塀の下敷きになって亡くなるという痛ましい事故が起こった大阪北部地震から、3年が経過した。このたび安全対策を実施したのは小中学校のブロック塀だが、通学路にある民間のブロック塀についてはどのような状況か。また、社会教育施設も含め、塀やフェンスなどで自然災害等により倒壊する危険性のある箇所は把握しているか。

(教育総務課長代理)
通学路にある民間のブロック塀については、学校が危険と思われる箇所を発見した場合、市教育委員会に連絡をいただき、現場を確認したうえで、市の関係課を通じて所管行政庁である大阪府に連絡し、対処してもらうこととしている。

(生涯学習推進室長)
社会体育施設については、危険箇所の点検も含めた管理運営を指定管理者に委託しており、今のところそのような報告はあがっていないが、再度点検するよう、依頼することとする。

(教育長職務代理者)
大人が不用意に近づかないような場所でも、子どもは興味を持つと突然走って

行ってしまうこともあるし、ちょっとした空き地を遊び場とすることもある。今後、そういったことがあるようなら、対策を講じていただきたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「子育て拠点の再構築について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第4号「子育て拠点の再構築について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年6月17日に開催された子育て拠点整備特別委員会について、報告する。

案件は、(1) 阪南市幼保連携型認定こども園について、(2) その他、であった。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

新園を開設するのはアルン西鳥取夢学舎も運営している法人だが、新園のある尾崎地区からアルンに通う園児が新園への入園を希望した場合、特別枠の扱いとなるのか。また、旧尾崎中学校の校舎はどのように活用されるのか。

(教育総務課長)

特別枠はあくまで現在尾崎幼稚園と尾崎保育所に在籍する子どもに対するものであり、アルンの在園児が新園へ入園したい場合は、通常枠募集での申込みとなる。

また、市は現在、令和4年4月の開園に向け、施設整備の面では主に新園の建設について運営事業者と協議を重ねているところであるが、旧尾崎中学校校舎の部分は、部屋の割り振りをある程度決めたと聞いている。これらの部屋は、子育て支援事業、幼稚園や保育所等に通っていない子どもを預かる一般型の一時預かり事業、アフタースクール事業や研修事業などを実施するために使用される予定である。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「令和2年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第5号「令和2年度第3回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」教育総務課の報告を求める。

(学校教育課長)

令和3年3月18日に開催された令和2年度第3回いじめ問題対策連絡協議会議事録について、報告する。

案件は、(1)いじめ認知の現状について、(2)いじめの適切な認知に向けて、(3)未然防止の取組について、であった。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

現在いじめの未然防止のために子どもたちが考えた標語を看板にして各校の門のところに立てているが、作り変えることを検討中と、議事録にある。現在ある看板も、登下校する子どもたちの目に留まって考えるきっかけとなり、いじめ防止の観点からも、人権啓発の観点からも、効果があると思う。是非新しいものを作ってほしい。

(学校教育課長)

看板を作り変える件は、市人権推進課から提案してもらい、現在各校で設置に向けて進めているところである。特に中学校においては良い標語を作って看板にするだけではなく、子どもたちの啓発活動につながる取組も予定している。自分たちが作った標語看板であると誇れるようなものにしたい。

(教育長)

毎回言っていることだが、各方面の専門家それぞれが意見を述べてくださっている、この議事録そのものが良い教材である。蓄積して冊子にして研修資料等に活用されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市文化芸術活動支援助成金交付要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第6号「阪南市文化芸術活動支援助成金交付要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本要綱は、コロナ対策応援基金を活用した事業として、阪南市文化芸術活動支援助成金事業を実施するために、阪南市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めたものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

他の補助金制度等との併用は可能か。また、申請団体が予定している20団体に達しなかった場合、追加での募集もするのか。

(生涯学習推進室長)

要綱では他の補助制度等との併用を禁じていないので可能だが、その補助金等のルールが併用不可であれば、こちらは利用していただけないということになる。6月30日までの申請受付期間で20団体に満たず、交付申請総額が予算の上限に達しなかった場合は、7月以降も先着順にて受付することとしている。

(辻委員)

文化芸術活動を支援する助成事業は様々あり、団体の母体が大きい類似事業では申請内容の審査に時間がかかり、予算繰りがうまくいかなくなるケースもあると聞く。本制度は6月申請受付、7月交付決定と、比較的スピーディに対応してもらえてありがたい。引き続きよろしく願います。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「阪南市社会教育施設長寿命化個別計画について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第7号「阪南市社会教育施設長寿命化個別計画について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本計画は、平成28年に策定した阪南市公共施設等総合管理計画の個別施設計画として、中期的な維持管理に係るコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、社会教育施設に求められる機能や性能を確保することを目的として、令和3年3月に策定した。

資料に基づき、計画の概要を説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第8号「旧下荘小学校跡地利活用に係る公募型プロポーザルの選定結果について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第8号「旧下荘小学校跡地利活用に係る公募型プロポーザルの選定結果について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室参事)

旧下荘小学校跡地利活用に係る公募型プロポーザルについては、本年3月17日に第1回旧下荘小学校跡地利活用プロポーザル選定委員会を開催し、3月19日付けで募集要領を公開した後、4月26日から5月21日まで受付期間を設けた。期間内に1者の応募があり、5月27日にプレゼンテーションを実施し、同日の第3回選定委員会において120点満点中84.7点の総合評価点と、基準の60%を上回る約70%の得点となったため、契約候補者として選定したものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

通信制高等学校が選定されたということで大変喜ばしいが、得点率が約70%と、30%分の減点があるのは、どういった点についてだったのか。

(生涯学習推進室参事)

公募型プロポーザルの選定でマイナス要因となったのは、新設を予定している建物の配置などが具体的に示されなかった点であると考えます。

(教育長職務代理人)

私立の通信制高等学校とはいえ、年に何度かはスクーリングとして生徒が来校するだろうし、地域貢献の具体的な内容も示されているため、今後市や市教委と連携することもあると思うので、良い関係を築いていけることを願う。この学校の特色といえれば何か。

(生涯学習推進室参事)

今回開校予定の通信制高校の特色は、大阪府の認可取得の手続を進める中で次第に示されるものと考えているが、地元貢献として、学校の運営に支障にならない範囲ではあるが、図書館や会議室等の無償貸出しや、災害時には屋内運動場等を避難所として開放するなどの提案を受けている。

開校後は、貸主、借主という立場の違いはあるものの、旧下荘小学校跡地利活用の協力者として、市民を含めた協議会を設置するなど、継続して協議ができるよう、調整を進めていく。

(教育長職務代理人)

公立・私立に関わらず、高等学校は地域へ貢献すべきだと考えるので、府立泉鳥取高校同様の地域とのつながりと、市と高校双方の発展を期待している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、資料に、6月18日現在の内容と主たる担当課を示している。これらに関して、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(辻委員)

緊急事態宣言が6月20日で解除され、7月11日までは府内33市がまん延防止等重点措置区域となる。その期間、本市の社会教育施設や社会体育施設はどうなるのか。また、学校園における教育活動に変化はあるのか。

(生涯学習部長)

国の判断を踏まえて、まん延防止等重点措置へ移行後の大阪府からの要請内容が17日夕刻の府の対策本部会議で決定され、本市もそれを鑑みて同日夜開催の対策本部会議において対応を決定することとしていた。だが、政府の判断が17日夜にずれ込んだため、府は決定を1日延ばし、本日14時から府の本部会議において話し合われているところである。それを受け、本市の対策本部会議は、この後、午後4時に開催して市の方向性を決定することとしている。

そのため、教育委員会としての対応については、本市の対策本部会議で決まり次第、教育委員の皆様にお伝えしたい。

(辻委員)

学校園の教育活動も含めてということか。

(学校教育課長)

学校園の教育活動についても、府からの通知を踏まえ、この後の対策本部会議で決定する。

(辻委員)

承知した。

(鎌田委員)

G I G Aスクール構想の進捗と学習用端末の家庭への持ち帰りは、どのような状況か。また、体育の授業等におけるマスク着用については、本市ではどのような指導をしているか。

(学校教育課長)

G I G Aスクールについては、前の時間に学習した内容の復習や今日学習する課題の提示、調べ学習やまとめ学習など、学年や教科に応じた取組を行っているほか、「クラスルーム」という授業支援ソフトを利用して子どもたちと教員がデータをやり取りし、授業の最後の振り返りを行っている。さらに、カメラ機能を使っての観察や委員会活動での活用など、学校ごとに工夫を凝らして実践を積み重ねているという報告を受けている。また、我々指導主事も学校へ行った際には実際の活用状況を見て記録し、様々な活用方法や好事例を随時各校に紹介して、発達段階に応じた学習用タブレット端末の活用を着実に進めていきたいと考えている。

学習用タブレット端末の持ち帰りについては、5月に各家庭にインターネット環境が整っているか把握するため、調査したところである。次の段階として、6月中に、学習用タブレット端末を一度家庭に持ち帰り、実際にインターネット環境につなげてもらうWi-Fi接続テストを実施する予定である。今回の接続テストは小学4年生から中学3年生の家庭を対象とし、小学校低学年は児童自身がタブレット端末の操作に慣れてから実施したいと考えている。

インターネット環境が整っていない家庭へのルーターの貸出やタブレット端末をどのように家庭学習に活用していくかなど、検討すべきことはまだあるが、家庭に持ち帰ったときに混乱が起きないように、丁寧に準備を整えていきたい。

日々の教育活動は府が示すマニュアルに基づいて行っており、体育の授業においてはマスクを着用する必要はないが、この時期は熱中症が懸念されることもあり、集まって何かをするときには着け、呼吸が荒くなる運動をするときは外すなど、状況に応じて適宜対応するよう指導しているが、子どもにマスクを外させないでほしいと希望する家庭もあり、個々に対応している。休み時間や登下校時の着け外しについても、絶対ということはなく、状況に応じて子ども自身で判断することもある。

(鎌田委員)

今後機会があれば、タブレット端末を使って学習している様子を見たいので、よろしくお願いします。

(八田委員)

コロナ禍の中、「生理の貧困」が注目され始めている。この問題は経済的困窮だけではなく、羞恥心によって生理用品の購入を躊躇すること、これはまたジェンダーの問題でもあるのだが、家族の無理解などたくさんあり、いずれも子どもにとっては辛いことである。また、生理用品だけではなく、生理痛がひどくて痛み止めが欠かせない子どもが、その薬を買うことができないために登校をあきら

めるといった問題も起きていると聞く。毎月定期的に体調不良を理由に休む女子児童生徒がいれば、周りの大人はそういったことも予想して観察する必要があると考える。中学生までは子ども医療を利用して500円の一部自己負担金で病院を受診できるが、生理痛で病院を受診できるということさえ知らない人も多いと思うので、養護教諭からアドバイスするなどしてほしい。

「生理の貧困」について、教育委員会としてどのように受け止めているか。
(教育総務課長)

教育総務課では令和3年4月にコロナ禍における女性の負担軽減に関連して、市内の全小中学校に対し、生理用品についてのアンケート調査を実施した。その結果、全小中学校において女子児童・生徒用の生理用品を保健室や職員室に常備しており、求めに応じて無償で提供する対応を執っていることを確認した。思春期で生理周期が安定しないため突発的に必要となることがあり、提供を求める場合が多いようである。今後、教育委員会としても、各小中学校で女子児童・生徒が生理用品をより求めやすい環境づくりに努めるとともに、女性の負担軽減の視点も持っていたいと考えている。

(八田委員)

この件に関しては、小中学校では養護教諭がキーパーソンになる。どうか一歩踏み込んで優しい対応をしていただきたい。

(教育長職務代理人)

近隣では学校の教職員に新型コロナワクチン接種を優先的に行っている市もあると聞くが、本市でも検討していただきたい。また、時節柄、長期休業前の児童・生徒への生活指導や、自然災害や食中毒などへの対策を怠りなく行っていただきたい。

(教育総務課長)

本市のワクチン接種は、高齢者の次に、7月1日以降、基礎疾患を有する方、高齢者施設・障がい者施設の従事者や身体障害者手帳1・2級をお持ちの方、60から64歳の方、そして就学前教育・保育施設の従事者で常時子どもと接している方を優先することとしている。

(教育長)

今回の令和3年第7回定例教育委員会は、令和3年7月16日金曜日午後1時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第6回定例教育委員会を閉会する。

以上